

障 福 第 2 4 1 号

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

各保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

高齢者保健福祉課長

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務の
取扱いについて

このことについて、別紙のとおり取扱いを定めましたので、管内市町村の障害者
保健福祉及び高齢者保健福祉担当課に周知するとともに、市町村の税務担当課に証
明事務の取扱いについて情報提供するよう依頼していただきますようよろしくお願
いします。

記

送付資料

- (1) 地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務の取扱い
について
- (2) 証明申請書（別紙様式）
- (3) 平成20年5月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及び老
健局計画課連名の事務連絡
- (4) 証明事務に関する関係法令

〔障がい者計画推進グループ〕
内線 2 5 - 7 0 5

地方税法施行規則第 10 条の 7 の 3 第 1 項第 4 号に規定する証明事務の 取扱いについて

平成 21 年 4 月 23 日決定
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
高齢者保健福祉課

1 趣旨

地方税制度においては、地方税法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 10 条の 7 の 3 第 1 項第 4 号で定める団体（以下、「施行規則該当団体」という。）が次の第 2 種社会福祉事業を行う場合に、市町村は当該事業に供する固定資産に対して課税できないこととされているが、団体が市町村に対して固定資産税の非課税申請を行う際に、都道府県が施行規則該当団体であることを予め証明することが必要とされている。

このため、団体から道に対して当該証明の申請があった場合の取扱いについて定めることとする。

施行規則該当団体の要件	<ul style="list-style-type: none">○ 社会福祉法第 69 条（同法第 74 条の規定が適用される場合を含む。）の規定により第 2 種社会福祉事業の届出をした者であること○ 認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体で営利を目的としない団体であること
第 2 種社会福祉事業及び非課税となる固定資産税の範囲	<ul style="list-style-type: none">○ 子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で、居室その他これに類する施設の用に供するもの○ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で、詰所その他これに類する施設の用に供するもの○ 地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で、相談室その他これに類する施設の用に供するもの○ 障害福祉サービス事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業及び福祉サービス利用援助事業の用に供する固定資産

2 証明事務の取扱い

証明事務については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 証明事務の担当課

主管課は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課とする。

証明事務については、申請団体の主な構成員により次の担当課が行うこととする。

申請団体の主な構成員	担当課
身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は家族その他の関係者	障がい者保健福祉課 (障がい者計画推進グループ)
認知症である高齢者、家族その他の関係者	高齢者保健福祉課 (高齢者計画推進グループ)

(2) 証明申請に係る提出書類

施行規則該当団体の証明に当たって、団体から次の申請書類を提出させることとする。

- ① 証明申請書（別紙様式）
- ② 第2種社会福祉事業の届出書の写し
- ③ 定款又はその他の基本約款
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ 直近の事業報告書
- ⑥ 直近の予算書及び決算書
- ⑦ 財産目録
- ⑧ 上記の③から⑦までの提出書類により、構成員全員が施行規則第10条の7の3第1項第4号で定める者（以下、「施行規則該当構成員」という。）であることを確認できない場合には、各構成員が施行規則該当構成員であることを団体の代表者が確認したことを証する書類

(3) 証明書の発行

団体から証明申請書の提出があった場合には、申請団体が施行規則該当団体であることについて担当課が提出書類により審査することとする。

あわせて、当該団体を実施している第2種社会福祉事業について、当該団体を所管する保健福祉事務所、政令指定都市又は中核市に対して届出が受理されているか確認を行うものとする。

審査の結果、申請団体が施行規則該当団体であることを確認した場合には、当該団体に対して証明書を発行することとする。

(別紙様式)

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊟

当団体が地方税法施行規則第 10 条の 7 の 3 第 1 項第 4 号に規定する団体であることについて証明を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 第 2 種社会福祉事業の届出書の写し
- 2 定款又はその他の基本約款
- 3 構成員の名簿
- 4 直近の事業報告書
- 5 直近の予算書及び決算書
- 6 財産目録

注 上記の添付書類の内容により、構成員全員が地方税法施行規則第 10 条の 7 の 3 第 1 項第 4 号に規定する「認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者」であることを確認できない場合には、各構成員が地方税法施行規則で規定する上記のいずれの者に該当するかを代表者が確認したことを証する書類を添付してください。（構成員の名簿を活用するなどして作成していただいても構いません。）



事 務 連 絡

平成20年5月28日

各 都道府県 障害福祉関係
老人保健福祉 担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局計画課

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務の取扱いについて

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務について、その取扱いに関する疑義が生じております。

つきましては、取扱いの参考となると考えられる事項を別添のとおり整理しましたので、御参考としていただき、適切に取り扱われるようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、総務省自治税務局の了解済みですので申し添えます。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

企画課 企画法令係

電話：03-5253-1111（内線3022）

厚生労働省 老健局 計画課 企画法令係

電話：03-5253-1111（内線3971）

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務に係るQ&A

Q 「認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体（法人格のない団体も含む。）で営利を目的としない団体」について、どのように確認すればよいか。

A まず、団体が有する会員名簿により、団体が当該名簿に記載された当事者及びその家族若しくはその他関係者で構成されていることを確認する方法が考えられます。

次に、社会福祉法第69条による第2種社会福祉事業の開始届に当たって徴しうる挙証資料により、設立目的・事業計画に沿って活動を行う団体であることを確認するとともに、直近の予算書又は決算書により事業の収支内容について確認する方法が考えられます。

Q 「その他の関係者」とは、どのような者か。

A 例えば、認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族の支援者が考えられます。

Q 「営利を目的としない団体」とは、どのような団体か。

A 例えば、定款その他の基本約款における目的、事業内容に主として収益的要素が含まれていない団体と考えられます。

Q 当事者とその家族の構成比率が一定以上であることを考慮すべきか。

A 一律に一定の比率以上であることを要件とする必要はないものと考えられます。

◇地方税法

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

【略】

十の七 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業(同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。)の用に供する固定資産で政令で定めるもの

◇社会福祉法

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

◇地方税法施行令

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四九条の一五 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

【略】

六 前各号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの

2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

【略】

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者(同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。)が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを運営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

◇地方税法施行規則

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法第六十九条(同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

【略】

四 認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体(法人格のない団体を含む。)で営利を目的としない団体であることについて都道府県知事が証明したもの

【略】

10 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

14 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

15 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。